厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

社会保障審議会 介護保険部会（第139回）	資料１
令和８年11月26日	

第１号保険料の在り方について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

介護保険制度の見直しに関する意見
（令和７年12月25日 社会保障審議会介護保険部会）（抄）

Ⅳ　多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

２．給付と負担（現状・基本的な視点）

○　介護保険制度は、加齢により生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった方が尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う制度として創設された。

○　制度創設から25年が経ち、サービス利用者は制度創設時の3.5倍を超え、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきている。

○　一方、高齢化に伴い、介護費用の総額も制度創設時から約4.0倍の14.3兆円（令和７年度予算ベース）になるとともに、１号保険料の全国平均は、制度創設時の2,911円（第１期）から6,225円（第９期）に増加しており、２号保険料の一人当たり平均月額は、平成12年度は2,075円だったところ、令和７年度には6,202円（見込み）となっている。今後、更に高齢化が進展することを踏まえると、更なる増加が見込まれる。

○　こうした状況の中で、上記の介護保険制度の創設の理念を堅持し、必要なサービスを提供していくと同時に、給付と負担のバランスを図りつつ、制度の持続可能性を高めていくことが重要な課題となっている。

○　また、全世代型社会保障構築会議において、社会保障全般について総合的な検討が行われ、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、それぞれの人生のステージに応じて、必要な保障がバランスよく提供されることを目指すなどの「全世代型社会保障の基本理念」が整理されている。

○　このような認識の下、令和５年介護保険制度改正における本部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和４年12月20日）や改革工程、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和７年６月13日閣議決定。以下「骨太2025」という。）等を踏まえ、世代間・世代内双方での公平性、現役世代の負担軽減の観点から、負担能力に応じたより公平な負担を図る視点に立ち、以下の論点について検討を行った。

第９期計画期間における第１号保険料（標準13段階）

○ 市町村（保険者）は、介護保険給付費の約23%に相当する額を第１号被保険者（65歳以上の高齢者）に保険料として賦課。

○ 第１号被保険者の保険料は、サービス基盤の整備の状況やサービス利用の見込みに応じて、保険者ごとに設定（第９期（令和６～８年度）の保険料の基準額の全国平均は月額6,225円）。

○ 低所得者等に配慮し負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて段階別に設定されている（標準は13段階）。

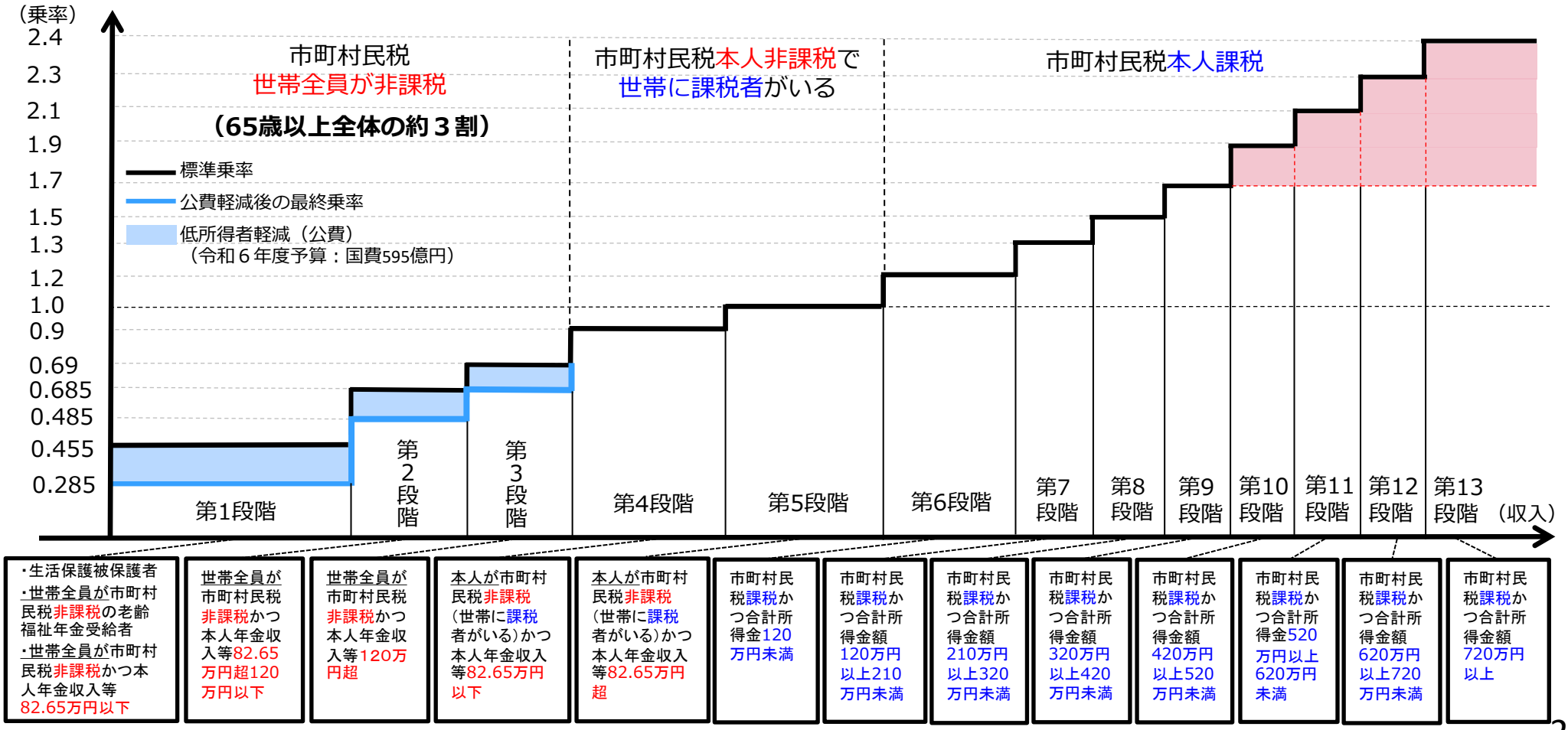

介護保険制度の見直しに関する意見
（令和７年12月25日 社会保障審議会介護保険部会）（抄）

Ⅳ　多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保

２．給付と負担（１号保険料負担の在り方）

○　介護保険制度においては、介護保険の給付費の50%を、65歳以上の被保険者（第１号被保険者）と、40歳～64歳の被保険者（第２号被保険者）の人口比で按分し、保険料をそれぞれ賦課している。

○　このうち、１号保険料については、負担能力に応じた負担を求める観点から、制度創設時より「所得段階別保険料」としており、低所得者への負担を軽減する一方、高所得者の負担は所得に応じたものとしてきた（施行当初は５段階設定）。また、保険者ごとに柔軟に段階設定を変更することや、基準額に対する割合を変更することも可能としている。

○　その後も、所得段階別保険料を原則としつつ、保険料負担の応能性を高める観点から、随時にわたり、段階設定を見直してきており、前回の制度改正においては、第１号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇の抑制を図る観点から、９段階から13段階への見直し、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等の見直しを行った。現状、この標準よりも多い段階設定を行っている保険者は約24%となっている。

○ １号保険料の在り方については、
- 今後、世代内での所得再分配機能を更に強化する方向で検討すべき
- 最近の物価高騰に対して、年金生活者の所得はそれに比例して増えていかない。１号保険料の負担段階の設定は、年金生活者の所得水準に応じ、適切な見直しをすべき
- 保険料をこれ以上増やすことは難しく、公費負担割合を増やすべき

との意見があった。

また、第２号被保険者の負担の在り方については、現役世代の保険料負担の抑制が必要との観点からの検討が避けて通れないとの意見があった。

○　これらを踏まえ、保険者の段階設定や第１号被保険者の所得の状況等を踏まえ、被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、引き続き検討を行うことが適当である。

第136回介護保険部会においていただいたご意見

- 現役世代の保険料負担が限界を迎えている中、介護保険制度の持続可能性を確保するためには、能力に応じた負担により給付と負担のバランスを図ることが重要。
- 負担能力に応じた応能負担をより強めることや、低所得者・中所得者の急激な負担増を避けることについては基本的に賛成。
- 制度の持続可能性を支える観点からも、高所得者の方について負担能力に応じた新たな段階設定を検討することは、やむを得ないのではないか。
- 高齢者は年金収入に頼る人が多い上に、第１号介護保険料が天引きされている。世代内での再分配あるいは高所得者の標準乗率の見直しについては、被保険者にとって納得できる見直しにしていただきたい。
- 公費によって措置されてきた低所得者軽減分の維持を前提にし、第13段階の高所得者層の保険者に対して十分御配慮いただき、各保険者の財政運営に支障が生じることのないようにしていただきたい。
- 高所得者の標準乗率を引き上げても対象が限られるため、保険料収入への効果は限定的ではないか。
- 公的年金の支給額の引上げによって住民税非課税から課税となった場合でも、物価上昇の下では必ずしも実質的な負担能力が高まっているとは限らない。所得が一定の基準を僅かに超えたことで保険料が急激に増加し、可処分所得がかえって減少することがないよう、段階間の負担の差をできる限り緩和することが重要。
- 物価高騰に対して年金はそれに比例して増加していかないため、年金生活者の所得水準に応じた適切な見直しが必要。
- 段階の判定基準には公的年金等の収入金額や合計所得金額があり一貫性がない。さらに、世帯単位で考えるのか、個人単位で考えるのか、ここも一貫性を持たせるべき。
- 「負担能力」というものをいかに公平に定義し、正確に保険料拠出に反映していくかについても、より踏み込んだ議論が必要。
- 負担上限がどこまで上がっていくのか、長期的視点で考える必要がある。
- 介護保険制度全体の公費負担の在り方についても中長期的には議論する必要がある。
- 自治体の事務負担についても御配慮いただきたい。また、被保険者である住民にとって分かりやすい、納得感のあるものとしていただきたい。

（注）本資料は、第136回介護保険部会でのご発言内容を、事務局において整理したもの。

第１号保険料の標準段階見直しの方向性（案）

現状・課題及び論点

- 高齢化の進展に伴い、第１号保険料水準の中長期的な伸びが見込まれる中、意見書では「**被保険者の負担能力に応じた保険料設定について、引き続き検討**を行うことが適当」とされている。
- 具体的には、**高所得者の標準乗率の見直し**、**課税化に伴う上昇緩和を含めた国の定める標準段階の見直し**などにより、**被保険者の負担能力に応じた保険料設定を図る**こととしてはどうか。

標準段階の見直し例

【参考】　※　区分金額及び乗率は第９期のものを記載。標準段階を見直した後の第10期における区分金額及び乗率については、今後、各段階の第１号被保険者の分布等を踏まえ決定。

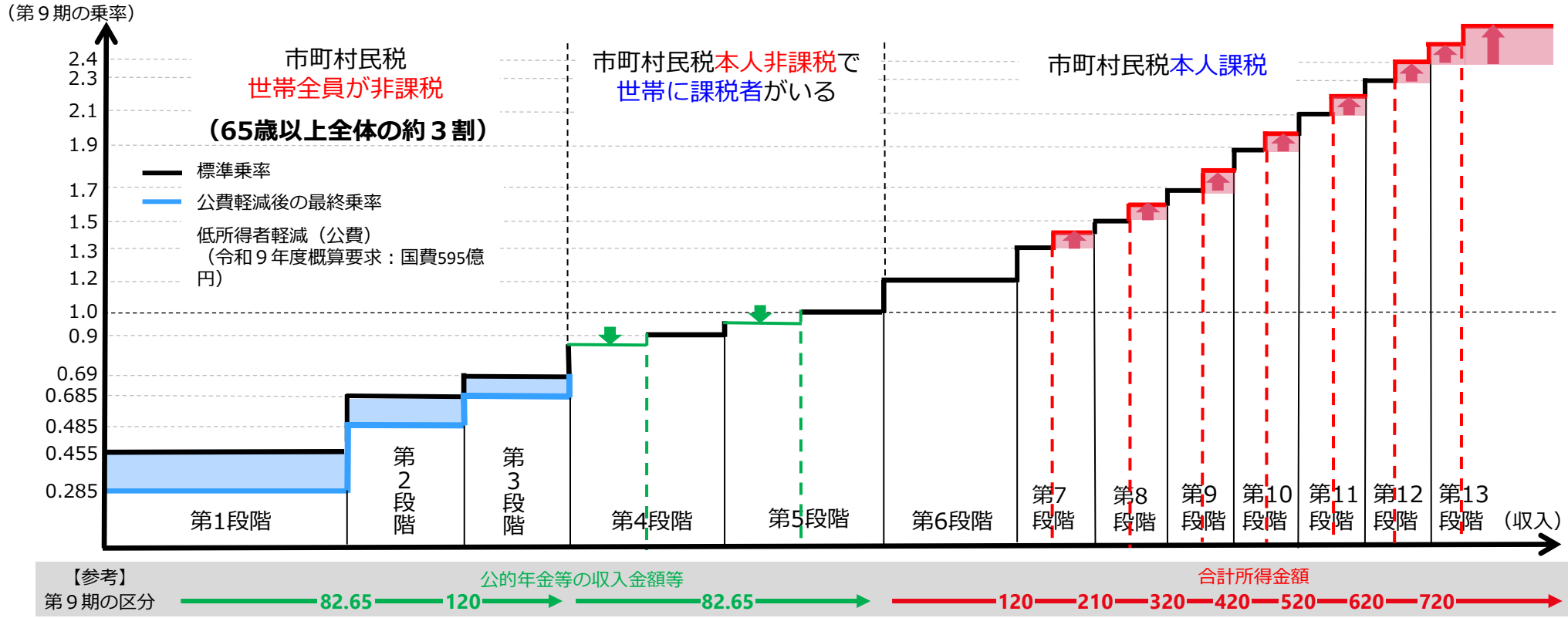

課税化に伴う保険料額の上昇への対応の方向性（案）

現状・課題及び論点

- 近年の公的年金の支給額の引上げ等に伴い、住民税非課税者の段階から課税者の段階に上がったときの保険料の引上げ幅が大きいこと等の指摘への対応として、本人の負担能力の上昇を超える保険料段階の移動がある者を対象として保険料の特別減額を行う措置を導入してはどうか。
- 具体的には、N年度からN+1年度で、市町村民税世帯非課税から本人非課税又は本人課税に移行する者のうち、本人の負担能力の上昇を超える保険料段階の移動がある者には、増加する乗率の半分を減じることを基本として保険料を賦課できることとしてはどうか。

  ※　施行時期については、システム改修等の施行準備の期間を踏まえて、令和10年度から実施予定。

特別減額の例

- **趣旨**
  収入の増加等に伴う配偶者の課税化/本人の課税化により、本人の負担能力の上昇を超える保険料段階の移動がある場合の負担増加を抑制するため、保険料の特別減額を行う。
- **対象**
  N年度からN+1年度で、世帯全員が市町村民税非課税世帯から、①市町村民税本人非課税で世帯に課税者がいる世帯、②市町村民税本人課税世帯に移行する者のうち、本人の負担能力の上昇を超える保険料段階の移動がある者
- **特別減額の幅**
  N年度からN+1年度で保険料の乗率が増加した幅の半分を基本として減額賦課
- **効果**
  特別減額の対象となるケースでは、保険料の増加幅を半分程度に抑制できる。

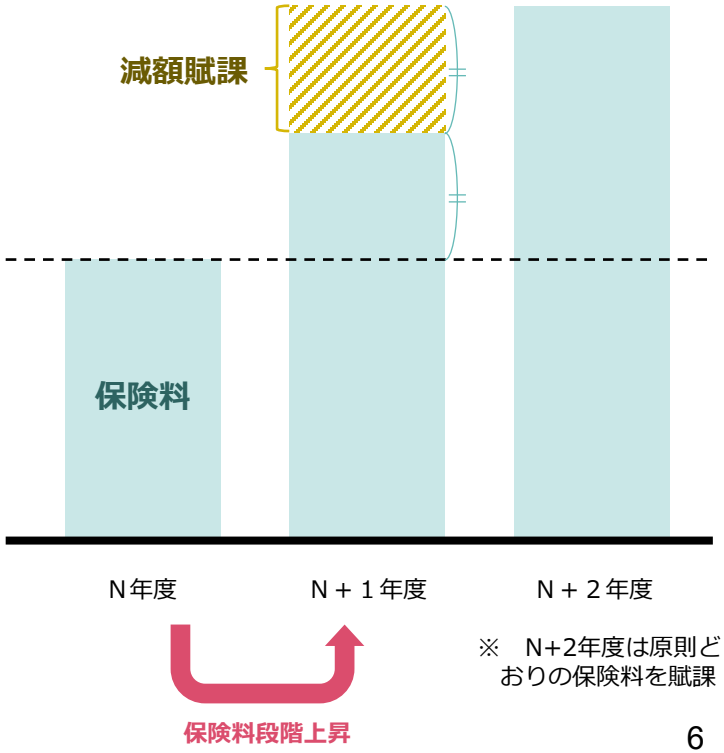

※　N+2年度は原則どおりの保険料を賦課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

参考資料

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

標準段階の見直しについて（これまでの経緯）

■制度創設時の考え方

○　保険料算定に当たって市町村民税の課税状況を活用した上で、
負担能力に応じた負担を求める観点から、制度創設時より「所得段階別保険料」をとっていた（**５段階設定**）

※　基準額に対する標準割合は、第１段階：0.5、第２段階：0.75、第３段階：１、第４段階：1.25、第５段階：1.5であった。

※　当時から、最高段階を１段階足して６段階設定とすることや、基準額に対する割合を柔軟に設定することは可能とされていた。

■平成１８年改正の考え方

○　被保険者の負担能力をきめ細かく反映させる観点から、
旧第２段階を新第２、第３段階に分ける（**標準は６段階制**）とともに、
保険者によって、第７段階以上の多段階設定を可能とした。

※　課税層の段階を増やし、標準割合よりも高い割合を設定することは、保険料基準額の算定上、保険財政の支え手の力を増やすことを意味し、結果として保険料基準額を下げることにつながる。

■平成２７年改正の考え方

○　所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うとともに、
多くの保険者において特例第３・特例第４段階の設置や、本人課税所得層の多段化を行っている状況を踏まえ、
平成27年４月より、標準の段階設定を６段階から９段階に見直した。

■令和６年改正の考え方（第９期）

○　介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、**今後の介護給付費の増加を見据え、１号被保険者間での所得再分配機能を強化**する（標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）。

・　高所得者に係る標準段階の段階数・乗率について、既に９段階を超える多段階の保険料設定を行っている保険者の平均を勘案して、**標準９段階から標準13段階への見直し**。

・　低所得者の最終乗率（低所得者が実際に負担する乗率）について、第７期から第８期にかけての保険料の伸びなどを勘案して設定。

第１号保険料に関する見直しの成案（標準９段階から標準13段階への見直し）

社会保障審議会
介護保険部会（第110回）
令和５年12月22日
資料１

○　介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、**今後の介護給付費の増加を見据え、１号被保険者間での所得再分配機能を強化する**（標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、**低所得者の保険料上昇の抑制を図る**。

・　高所得者に係る標準段階の段階数・乗率について、既に９段階を超える多段階の保険料設定を行っている保険者の平均を勘案して設定。

・　低所得者の最終乗率（低所得者が実際に負担する乗率）について、第７期から第８期にかけての保険料の伸びなどを勘案して設定。

※　介護保険制度においては、調整交付金によって、保険者ごとの所得分布状況に係る調整を行っているところ、この所得調整機能を強化するため、標準９段階を用いている現行の調整方法についても、保険料設定方法の見直しに併せて、標準13段階を用いた調整方法に改める。

○　保険料の多段階化によって制度内での対応が強まることを踏まえ、低所得者の負担軽減に活用されている公費の一部（※）について、現場の従事者の処遇改善をはじめとする介護に係る社会保障の充実に活用する。

※　**公費約382億円（国費約191億円、地方約191億円）**

（参考）全世代型社会保障構築会議報告書（令和４年12月16日全世代型社会保障構築会議）

「全世代型社会保障」は、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、（中略）必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。

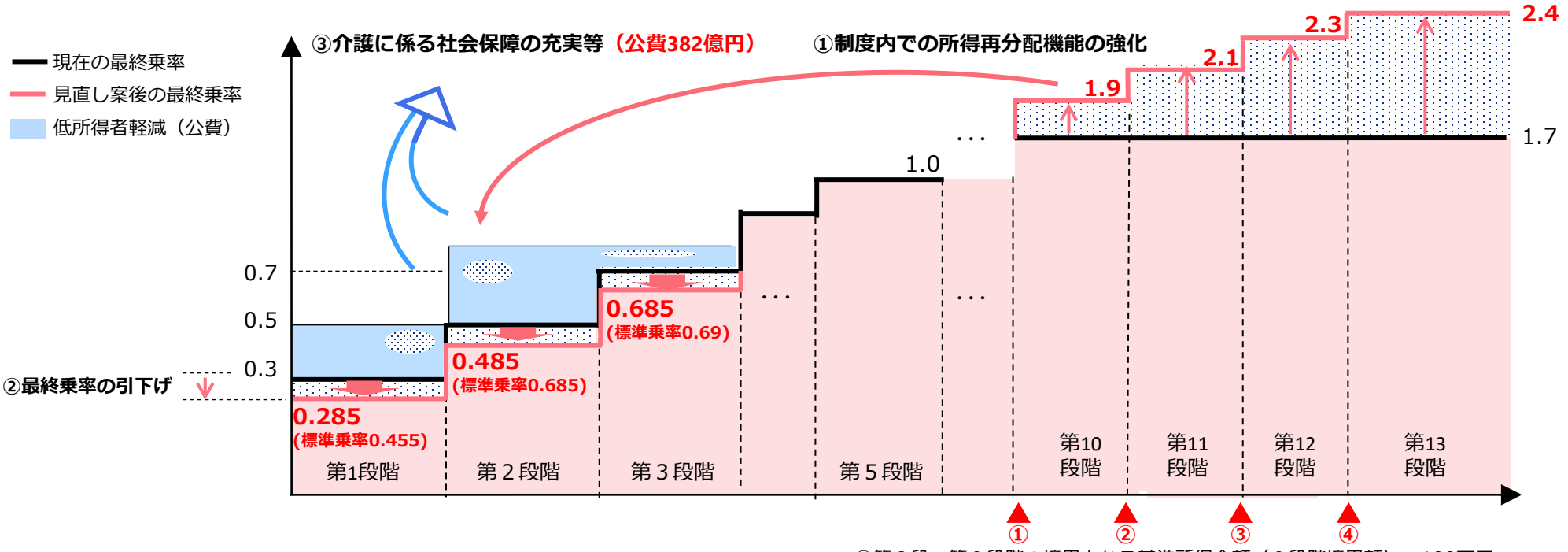

①第８段・第９段階の境界となる基準所得金額（９段階境界額）＋100万円、
②９段階境界額＋200万円、③９段階境界額＋300万円、④９段階境界額＋400万円

第１号被保険者の保険料の段階設定の状況（第９期）

（１）保険料段階数別の保険者数【第９期】

段階数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	合計
保険者数	1196	87	123	63	45	35	12	9	1	0	1	0	1	1573
割合	76.0%	5.5%	7.8%	4.0%	2.9%	2.2%	0.8%	0.6%	0.1%	0%	0.1%	0%	0.1%	
累積割合	76.0%	81.6%	89.4%	93.4%	96.2%	98.5%	99.2%	99.8%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	100%	

標準より多い段階設定
の保険者：24%

（２）最上位の段階の基準額に対する乗率の分布【第９期】

割合	1.7未満	1.7	1.7超～1.9未満	1.9以上～2.1未満	2.1以上～2.3未満	2.3以上～2.5未満	2.5以上～2.7未満	2.7以上～2.9未満	2.9以上～3.0未満	3.0以上～3.5未満	3.5以上～4.0未満	4.0以上
保険者数	0	0	2	15	60	1177	129	81	24	47	25	13
割合	0.0%	0.0%	0.1%	1.0%	3.8%	74.8%	8.2%	5.1%	1.5%	3.0%	1.6%	0.8%
累積割合	0.0%	0.0%	0.1%	1.1%	4.9%	79.7%	87.9%	93.1%	94.6%	97.6%	99.2%	100.0%

最高の乗率が2.4を超え
る保険者：20%

介護保険計画課調べ（令和６年４月１日現在の全1573保険者を対象）

第１号被保険者の保険料の段階設定の状況（第９期）

（３）第５段階以下の各段階の基準額に乗じる割合別の保険者数【第９期】

○低所得者軽減を反映する前の乗率

			0.285未満	0.285	0.285超	0.4以上	0.455	0.455超	0.5以上	0.6以上	0.685	0.685超	0.69	0.69超	0.7以上	0.8以上	0.9	0.9超	1.0	1.0超
第１段階	世帯全員が非課税	被保護者 老齢福祉年金受給者 本人年金収入80万円以下	1	2	26	120	標準1404	16	4											
第２段階	世帯全員が非課税	本人年金収入 ８０万円超１２０万以下				1	0	6	100	207	標準1248	0	3	1	7					
第３段階	世帯全員が非課税	１２０万円超						1	8	101	20	0	標準1417	4	22					
第４段階	本人非課税	８０万円以下													10	244	標準1308	10	1	
第５段階	本人非課税	８０万円超														2	0	1	標準1569	1

○低所得者軽減を反映した後の乗率

			0.285未満	0.285	0.285超	0.4以上	0.485	0.485超	0.5以上	0.6以上	0.685	0.685超	0.69	0.69超	0.7以上	0.8以上	0.9	0.9超	1.0	1.0超
第１段階	世帯全員が非課税	被保護者 老齢福祉年金受給者 本人年金収入８０万円以下	132	標準1406	33	2														
第２段階	世帯全員が非課税	本人年金収入 ８０万円超１２０万以下	4	0	97	188	標準1262	8	13						1					
第３段階	世帯全員が非課税	１２０万円超				1	0	0	9	119	標準1411	5	6	4	18					

介護保険計画課調べ（令和６年４月１日現在の全1573保険者を対象）

近年の公的年金額の推移

- 公的年金の年金額は、近年上昇している。

	国民年金 （老齢基礎年金（満額）１人分）	厚生年金 （夫婦２人分の老齢年金を含む標準的な年金額）
令和４年度	64,816円（対前年度－0.4%）	219,593円（対前年度-0.4%）
令和５年度	66,250円（対前年度＋2.2%）	224,482円（対前年度＋2.2%）
令和６年度	68,000円（対前年度＋2.7%）	230,483円（対前年度＋2.7%）
令和７年度	69,308円（対前年度＋1.9%）	232,784円（対前年度＋1.9%）
令和８年度	70,608円（対前年度＋1.9%）	237,279円 （基礎年金：対前年度＋1.9% 厚生年金（報酬比例部分）：対前年度＋2.0%）

（注）
- 国民年金の額は、各年度において67歳以下の方の老齢基礎年金（満額１人分の月額）
- 厚生年金の額は、男性の平均的な収入（令和４年度から令和６年度までの額については平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円、令和７年度及び令和８年度の額については平均標準報酬（賞与含む月額換算）45.5万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と２人分の老齢基礎年金（満額）の給付水準。各年度において67歳以下の方が受け取る額の月額。

（出典）厚生労働省年金局プレスリリースから老健局作成。